

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

エジプト・アラブ共和国

【据置】

債券格付

AA

■格付事由

- 格付は、下記の計 5 本の円貨債券を対象とするものである。これら 5 本の円貨債券にはいずれも三井住友銀行による元利保証が付されており、格付は同行の信用力を反映している。保証者である三井住友銀行は、SMBC グループの中核商業銀行である。JCR では 24 年 10 月 25 日に同行の長期発行体格付を「AA」、格付の見通しを「安定的」と公表している。SMBC グループの堅固な事業基盤、良好な資産の質と資本水準などが格付を支えている。
- エジプト・アラブ共和国（エジプト）は北アフリカに位置する共和制国家。1922 年に英国よりエジプト王国として独立、1953 年に王制を廃止して共和国に移行、1958 年にはシリアと連合しアラブ連合共和国を形成したが、1971 年に連合を解体して現在の体制となった。エジプトは日本の約 2.7 倍の国土を有し、人口は約 1.1 億人（24 年）で世界 14 位。IMF 統計によると、24 年の GDP は約 3,830 億米ドル、一人当たり GDP は約 3,570 米ドル。
- 国際収支の困難に直面したエジプトは、22 年 12 月以降、国際通貨基金（IMF）から拡大信用供与措置（EFF）などの金融支援を受けている。EFF プログラムは、「マクロ経済の安定性を保ち、バッファを回復し、民間部門主導型の包摂的成長への道筋をつける」ことを目的としている。25 年 3 月、IMF 理事会は、EFF のもとでの第 4 次レビューを完了し、約 12 億米ドルの融資引き出しを承認した。今後は、経済における国家の影響を減らし、競争条件を平等にするなど、ビジネス環境改善に向けた取り組みの進展が注目される。

（担当）増田 篤・山本 さくら

■格付対象

発行体：エジプト・アラブ共和国（Arab Republic of Egypt）

【据置】

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
株式会社日本貿易保険保証債務保険付株式会社三井住友銀行保証 A 号円貨債券（2022） （適格機関投資家且つ居住者限定）	600 億円	2022 年 3 月 31 日	2027 年 3 月 31 日	0.85%	AA
株式会社三井住友銀行保証 B 号 1 号円貨債券（2023） （適格機関投資家限定私募）	501 億円	2023 年 11 月 9 日	2028 年 11 月 9 日	1.50%	AA
株式会社三井住友銀行保証 B 号 1 号円貨債券（2023） （分割制限少数人数私募）	19 億円	2023 年 11 月 9 日	2028 年 11 月 9 日	1.50%	AA
株式会社三井住友銀行保証 B 号 2 号円貨債券（2023） （分割制限少数人数私募）	30 億円	2023 年 11 月 9 日	2028 年 11 月 9 日	1.50%	AA
株式会社三井住友銀行保証 B 号 3 号円貨債券（2023） （分割制限少数人数私募）	200 億円	2023 年 11 月 9 日	2028 年 11 月 9 日	1.50%	AA

（信用補完）株式会社三井住友銀行保証

【参考】

発行体：株式会社三井住友銀行

長期発行体格付：AA 見通し：安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2025 年 8 月 4 日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014 年 1 月 6 日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「ソブリン・準ソブリンの信用格付方法」（2021 年 10 月 1 日）、「コーポレート等の信用格付方法」（2024 年 10 月 1 日）として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) エジプト・アラブ共和国 (Arab Republic of Egypt)
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・格付関係者が提供した経済・財政運営方針などに関する資料および説明
 - ・経済・財政動向などに関し中立的な機関が公表した統計・報告
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル